

市民と市政をつなぐ 小田原市議会議員 しのはら弘



手づくり
市政情報紙

かけはし

発行者 篠原 弘 / 〒250-0858 小田原市小台322-5 / TEL 090-1652-3900 / E-mail shinohara.hiroshi1116@gmail.com

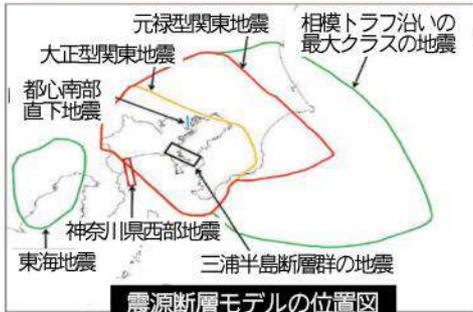
小田原市にひそむ災害リスク

地震・津波・高潮・大雨・土砂災害・噴火

小田原市は、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれた暮らしやすい都市です。その一方で、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼす自然災害リスクは少なくありません。大きな被害を及ぼす「地震」や「津波」が想定され、また近年は「大雨」により市内の中小河川・水路等の水があふれ出し、道路が冠水したほか「土砂災害」も発生しています。加えて、「高潮」や富士山の「噴火」による被害も新たに想定されています。9月1日は「防災の日」、小田原にひそむ災害リスクを理解し、命を守るための防排行動につなげるのが大切です。

地震 想定される11の地震

神奈川県は、2015年に東日本大震災で明らかになった知見を反映させた地震被害想定調査を行い、小田原市に甚大な被害をもたらす恐れのある11の地震(下表)を公表しています。市では、地域防災計画に「地震災害対策計画」を位置付け、災害対策などを打ち出しています。



小田原市に想定される11の地震

想定視点	想定地震	発生確率	マグニチュード	市内の最大・最小震度	死者 下段津波	全壊棟数 下段津波	焼失棟数
①②	都心南部直下地震	南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%	7.3	5弱~6弱	* -	30棟 -	0棟
①③	三浦半島断層群の地震	30年以内6~11%	7.0	4~5弱	0人 -	0 0	0
①③	神奈川県西部地震	過去400年間に同クラスの地震が5回発生	6.7	5強~6強	160 70	3,860 40	710
①②③	東海地震	南海トラフの地震は30年以内70%程度	8.0	5弱~6弱	* *	90 20	0
①②	南海トラフ巨大地震	30年以内70%程度	9.0	5強~6弱	10 *	200 30	0
③	大正型関東地震	30年以内ほぼ0~5%で200~400年の発生間隔	8.2	6弱~7	990 800	22,720 410	4,480
④	元禄型関東地震	30年以内ほぼ0~5%で2000~3000年の発生間隔	8.5	6弱~7	990 1,410	22,890 680	4,480
④	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	30年以内ほぼ0~5%で2000~3000年の発生間隔	8.7	6弱~7	1,330 830	28,480 560	6,780
※上記地震は「相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)」と「相模トラフ沿いの海溝型地震(東側モデル)」を指す。							
④	慶長型地震	評価していない (津波による被害のみ想定)	8.5		70	330	
④	明応型地震	評価していない (津波による被害のみ想定)	8.4			20	
④	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	評価していない (津波による被害のみ想定)	8.3		1,730	810	

【凡例】

*:0.5以上10未満
-:0.5未満

*「かけはし」は、暮らしに必要な市政の動きをピックアップして、分かりやすくお知らせする市政情報紙です。

津波 津波災害警戒区域に指定

小田原市津波防災地域づくり推進計画を策定

東日本大震災を教訓に国が定めた法律に基づき、県は小田原市を「津波災害警戒区域」に指定し、市では、本年6月にハード・ソフト施策を総合的に組み合わせた「津波防災地域づくり推進計画」を県内で初めて策定しました。

計画区域は市全域

地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進するため、計画の対象区域は、津波浸水想定区域だけでなく「市域全域」です。

想定「相模トラフ沿いの海溝型地震」

想定地震は「相模トラフ沿いの海溝型地震」で、マグニチュード8.7、最大震度7の最大規模地震。津波による死者は3670人、全壊棟数は1680棟、発生確率は2

市内各海岸の最大津波高さ・最短津波到達時間

海岸名	地区名	最大高さ(m)	最短到達時間(分)
小田原海岸	前川地区	11.6	3
	国府津地区	11.9	3
	小八幡地区	8.2	2
	東町地区	9.0	2
	東町地区	8.2	1
小田原漁港海岸	浜町地区	9.0	1
	本町地区	8.8	1
	南町地区	8.3	2
	早川地区	10.2	6
石橋漁港海岸	石橋地区	9.0	10
米神漁港海岸	米神地区	9.7	2
小田原海岸	根府川地区	8.1	6
江之浦漁港海岸	江之浦地区	10.1	10

市内海岸への最大津波

最大高さ11.9m 最短到達時間1分

000年～3000年に1度と想定しています。

高さは国府津地区の11.9mで、最短津波到達時間は東町・浜町・本町の各地区が1分で、全国でも例のない到達時間の早さです。

直ちに水平避難か 垂直避難を

▼いつ「揺れた！津波だ！すぐ避難！」をスローガンとし、強い揺れを感じた時は、動けるようになったら直ちに避難開始を呼び掛けています。どこへ 津波災害警戒区域外に確実に移動できる

地域の声を反映

市では、本計画策定に

あたり、津波災害警戒区域の住民の方々を対象にワークショップの開催や、回覧・市ホームページによる意見照会を行い、「地域の声」として津波避難対策に対する課題や、その解決策を聞き取りました。これらの声を計画に反映しました。

高潮 小田原市 沿岸部最大級の浸水

2015年の水防法改正による高潮に対する避難体制の充実・強化のため「想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域」を指定・公表する制度が創設されました。県では、本年5月に同法に基づき、小田原市など相模灘沿岸13市町を対象に高潮浸水想定区域を指定・公表しました。

「高潮」とは

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」といいます。

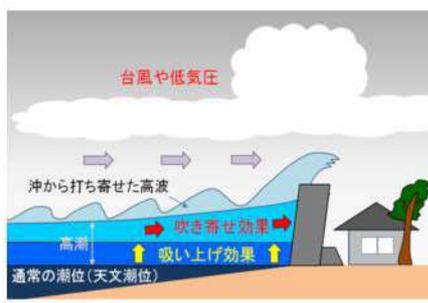
観測史上、最大の台風を想定

観測史上、最大の台風が、最悪の被害を与える

小田原市の浸水想定は沿岸部最大

小田原市の1km以上の浸水が想定される範囲は、13市町想定区域全体の3分の1に当たる5.9平方キロに及び、浸水の深

さも5.3mで、いずれも13市町で最大です。高潮の仕組み



高潮氾濫発生情報の発表

高潮による災害の発生において、特に警戒すべき水位として「高潮特別警戒水位」を設定し、海岸の水位がこれに達した場合に「高潮氾濫発生情報」(避難情報等)における警戒レベル(相互情報)を発表します。これは、避難ができません、いまだ危険な場所にいる居住者等が、高い場所へ退避するなど、速やかに身の安全を確保するための情報です。

*「かけはし」は、見えにくい情報や分かりにくい情報も取り上げています。

◆本情報紙の新聞折込みやポスティングは不定期です。継続してお読みいただける方には郵送させていただきますので、1面上段の発行者までご連絡ください。(無料)

大雨 ここ数年 毎年発生し被害甚大

ここ数年、わが国では、台風や記録的豪雨による災害が毎年発生しています。2018年の「西日本豪雨」、19年の「台風19号」、20年の「7月豪雨」、そして本年7月には、熱海市伊豆山で土石流が、8月には、各地で記録的豪雨が発生し、甚大な被害をもたらしました。小田原市でも、河川・排水路の氾濫による家屋の浸水や田畑などの冠水の被害が起きています。毎年のように発生する台風・大雨から身を守るためには、過去の教訓を生かすことも大切です。

19年の台風19号 10年に一度の大雨

観測史上1位

2019年10月に、東日本に甚大な被害をもたらした台風19号は、関東甲信地方や東北地方などで、3・6・12・24時間の降水量が観測史上1位を記録し、100に1度という大雨となりました。特に箱根町では、1日当たりの降水量が全国歴代1位となる942・5mmを観測しています。

▼小田原市も観測史上1位
台風の接近、通過に伴

▼県へ要請
守屋市長は、酒匂川や狩川などの二級河川を管理する県に対して、河川改修の一層の推進や堆積

土砂の計画的な掘削について強く要請しており、昨年度から3カ年計画で、狩川の計画的な掘削工事が始まりました。

土砂災害 急傾斜地の警戒区域等を指定

県では、土砂災害防止法に基づき、がけ崩れなどの土砂災害から人命を守るため、県内における土砂災害警戒区域等を指定し、市では、ハザードマップ作成などのソフト対策を進めています。土砂災害の自然現象である「急傾斜地の崩壊」「土石流」の恐れのある市内の土砂災害警戒区域（通称「イエローゾーン」）については、2016年度までに指定が完了していますが、本年3月に県が「急傾斜地の崩壊」の土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）を新たに指定し、あわせてイエローゾーンの再調査を行い公表しました。

「急傾斜地の崩壊」 （がけ崩れ）区域

▼市内のイエローゾーン
402区域

イエローゾーンとは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生ずる恐れがあると認められる区域で、レッドゾーン

を含む区域があります。
▼市内のレッドゾーン
350区域

レッドゾーンとは、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生ずるおそれのあると認められる区域で、イエローゾーン（402区域）の中に350区域が指定されています。

■市内の急傾斜地の崩壊にかかるイエローゾーン等指定数

土砂災害の種類	レッドゾーン	イエローゾーン
急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）	350区域	402区域 （イエローゾーンのみ52区域）
土石流	86区域	116区域
地滑り	0区域	0区域

■土石流116区域 は指定済み

山腹、川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される自然現象である「土石流」は、その流れの速さが、時速20キロから40キロほど、自動車なみのスピードと言われています。市内には、イエローゾーン116区

域、レッドゾーン86区域を指定済みです。

■大規模盛土などを 点検、異常なし

市では、7月上旬の大雨により、熱海市で起きた土石流災害を受け、大規模盛土造成地の点検35カ所に続き、本市の開発行為と宅地造成で盛土した物件から抽出した192カ所の点検を実施した結果、地盤等の異常はみられませんでした。

ハザードマップで 自宅の危険確認を

市では、県が指定した危険な区域ごとに、各種ハザードマップを作成し、被害が想定される区域の各世帯に配布しています。また、市のホームページでも公開しています。

- ▼洪水ハザードマップ
- ▼土砂災害ハザードマップ
- ▼津波ハザードマップ
- ▼高潮浸水想定区域図

*「かけはし」は「詳細に分かりやすく」を心掛けています。太い文字は情報のポイントです。

◆本情報紙を店舗や事務所などに、配付用として置いてくださる方には、必要部数をお届けいたしますので、1面上段の発行者までご連絡ください。（無料）

噴火 富士山ハザードマップを改定

最大規模噴火で小田原市に溶岩流到達

富士山は、今から約3000年前に噴火した後、現在まで静かな状態が続いています。しかし、地下深くでは今もマグマが活動を続けている活火山で、噴火が起きると、噴石、溶岩流、火山灰の降灰などの悪影響が広範囲に及ぶ恐れがあります。山梨・静岡・神奈川の3県で組織している「富士山火山防災対策協議会」では、2004年に作成した富士山ハザードマップを本年3月に17年ぶりに改定し、富士山が過去最大規模の噴火を起こすと、溶岩流はこれまでのおよそ2倍となり、小田原市にも到達する恐れがあると予測しています。

■噴火火口数も溶岩噴出量も大幅増

ハザードマップ改定版では、大規模噴火火口地点が13カ所から69カ所（小田原市に影響があるのは2カ所）に、溶岩噴出量は7億立方メートルから2倍近くの13億立方メートルに増えています。

なお、県内全体で10〜50センチの火山灰の降灰があるといわれている範囲につ



溶岩流が到達する可能性のある範囲 (青色)
(東京新聞提供)

いては変更がありませんでした。

■小田原市の北部地域に17日後に到達

神奈川県寄りの火口からの噴火が、過去最大規模で、溶岩流が酒匂川上流方面に流れ出した場合、溶岩流は小田原市の北部地域に到達すると想定されています。

溶岩流の小田原市への到達は、噴火から17日5時間後と予測されています。

■火山災害警戒地域に指定される

溶岩流の到達が想定されている小田原市は、相模原市、南足柄市、山北町、大井町、松田町、開成町とともに火山対策特別措置法に基づき、火山災害警戒地域に追加指定されました。

同警戒地域に指定されたことで、火山防災協議会の設置や地域防災計画への必要事項の記載などが求められています。

市では、現在の第5次小田原市総合計画（2011～2022年度）の計画期間を1年前倒し、令和4年4月にスタートする「第6次小田原市総合計画」の策定作業を進めていましたが、この8月に計画案を取りまとめました。

総合計画は、地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる市の最上位計画で、計画案では、市政運営全般の2030年の姿とその実現に向けた取組を総合的にまとめています。

第6次小田原市総合計画案 まとまる

■計画の構成と計画期間

計画は、「基本構想」と「実行計画」の2層構造です。

▼基本構想

2030年度に目指すべき将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの目標を定めるなど、市政運営の基本方針を定めています。計画期間は、2022年度から30年度までの9年間です。

▼実行計画

基本構想でかかげた、将来都市像を具現化するための計画で、重点施策や各施策の取組方針や達成すべき指標、主な取組などを明らかにしています。計画期間は、1期3年間の3期です。

■まちづくりの目標

将来都市像「世界が憧れるまち 小田原」の実現に向け、3つのまちづくりの目標を定めています。

2030年に目指すまちの姿 将来都市像 「世界が憧れるまち “小田原”」

①生活の質の向上

②地域経済の好循環

③豊かな環境の継承

■市民意見の反映

▼パブリックコメント

8月13日～9月13日に、計画案に対する市民意見募集が行われ、提出された意見は総合計画審議会に提示され、計画への反映が検討されます。

▼市民等との対話

8～10月、審議会など既存の会議体を活用して意見交換の場などを設定するほか、自治会総連合のブロックごとに意見を伺う場が設けられます。

▼総合計画審議会

8月に、学識経験者や各種団体の構成員、公募市民等からなる総合計画審議会が設置され、基本構想と実行計画に対する意見を求め、基本構想と実行計画それぞれに答申を受けます。

*「かけはし」のバックナンバーもあります。ご希望の方は1面上段の発行者までご連絡ください。